

掲載内容

※ [DL] を付した文例は、新日本法規WEBサイトよりダウンロードできます。

第1章 総論

第1 はじめに 第2 法人の運営

- 1 理事会 2 社員総会
3 評議員会

第2章 理事会議事録

【概説】

- 1 理事会議事録の作成
2 理事会の決議の省略

第1 法人運営に関する事項

- [1] 従たる事務所を変更する場合 [DL]
[2] 従たる事務所を変更する場合(人事異動も同一議案) [DL]
[3] 社員総会(評議員会)の日時、場所及び議案を決定する場合 [DL]
[4] Web会議システムの併用による理事会の開催方法を決議する場合 [DL]
[5] 電子契約導入のために規程を改正する場合 [DL]
[6] 会員募集に関する事項を決議する場合 [DL]

第2 役員等に関する事項 (変更、解職等)

- [7] 就任の期日を指定して代表理事を変更する場合 [DL]
[8] 前任者の死亡に伴い代表理事を変更する場合 [DL]
[9] 法人内部の役職を変更する場合 [DL]
[10] 代表理事を変更する場合 [DL]
[11] 代表理事を解職する場合 [DL]
(利益相反取引・競業)
[12] 理事が代表取締役を務める会社に土地を賃貸する場合 [DL]
[13] 理事から不動産を譲り受ける場合 [DL]
[14] 理事が代表取締役を務める会社から金銭を借り受ける場合 [DL]
[15] 理事が法人の事業の目的と競合する取引を行う場合 [DL]

(その他)

- [16] 定款の規定に基づき役員等の責任を免除する場合 [DL]
[17] 定款の規定に基づき役員等と責任限定契約を締結する場合 [DL]
[18] 役員等と補償契約を締結する場合 [DL]
[19] 保険会社と役員等賠償責任保険契約を締結する場合 [DL]
[20] 会計監査人の報酬額を改定する場合 [DL]

第3 財務・計画・報告等に関する事項

- [21] 重要な財産の処分を決議する場合 [DL]
[22] 重要な財産の譲受けを決議する場合 [DL]
[23] 多額の借財に関する事項を決議する場合 [DL]
[24] 重要な使用人を選任する場合 [DL]
[25] 新規会員の入会を承認する場合 [DL]
[26] 代表理事が職務執行状況を報告する場合 [DL]

第4 その他の事項

- [27] 事業を他法人から譲り受ける場合 [DL]
[28] 事業提携契約を締結する場合 [DL]
[29] 代表清算人を選定する場合(清算人会議事録) [DL]
[30] 代表清算人を変更する場合(清算人会議事録) [DL]

第3章 社員総会議事録・評議員会議事録

【概説】

〈社員総会議事録〉

- 1 社員総会議事録の作成
2 社員総会の決議の省略

〈評議員会議事録〉

- 1 評議員会議事録の作成
2 評議員会の決議の省略

第1 法人運営に関する事項

- [31] 主たる事務所を移転する場合 [DL]
[32] 法人の名称を変更する場合 [DL]
[33] 公告方法を変更する場合 [DL]
[34] 事業年度を変更する場合 [DL]
[35] 目的等を変更する場合 [DL]
[36] 存続期間を設定・変更・廃止する場合 [DL]
[37] 解散事由を設定・変更・廃止する場合 [DL]
[38] 招集通知の電子提供措置を設ける場合 [DL]
[39] 理事会議事録の押印規定を変更する場合 [DL]

第2 役員等に関する事項 (選任・変更・増員関係)

- [40] 理事を選任・変更・増員する場合 [DL]
[41] 監事を選任・変更・増員する場合 [DL]
[42] 評議員を選任・変更・増員する場合 [DL]
[43] 会計監査人を選任・変更する場合 [DL]
[44] 新たに補欠理事を選任する場合 [DL]

- [45] 新たに補欠監事を選任する場合 [DL]
[46] 新たに補欠評議員を選任する場合 [DL]
(解任関係)
[47] 理事を解任する場合 [DL]
[48] 監事を解任する場合 [DL]
[49] 評議員を解任する場合 [DL]
[50] 会計監査人を解任する場合 [DL]
(報酬関係)
[51] 理事の報酬額を改定する場合 [DL]
[52] 退任理事に退職慰労金を贈呈する場合 [DL]
[53] 監事の報酬額を改定する場合 [DL]
[54] 評議員の報酬額を改定する場合 [DL]
(役員等の責任関係)
[55] 役員等の責任に関する免除規定を設定する場合 [DL]
[56] 役員等の責任に関する免除規定を設定する場合(責任限定契約) [DL]
(清算人関係)
[57] 法人の解散により、清算人を選任する場合 [DL]
[58] 清算人を変更する場合 [DL]
[59] 清算人を解任する場合 [DL]
[60] 清算人の報酬額を改定する場合 [DL]

第3 財務・計画・報告等に関する事項

- [61] 事業計画及び収支予算を決議する場合 [DL]
[62] 計算書類を承認する場合 [DL]
[63] 計算書類を報告する場合(会計監査人設置) [DL]
[64] 計算書類を承認する場合(監事非設置一般社団法人) [DL]
[65] 正会員の会費額に関する事項を決議する場合 [DL]

第4 その他の事項

- [66] 清算終了を報告する場合 [DL]
[67] 事業の全部を他人に譲渡する場合 [DL]
[68] 社員総会決議により解散する場合 [DL]
[69] 解散登記を経ているが法人が継続する場合 [DL]
[70] 吸収合併により存続法人となる場合 [DL]
[71] 吸収合併により存続法人となる場合(消滅法人の債務超過) [DL]
[72] 吸収合併により消滅法人となる場合 [DL]
[73] 新設合併により法人を設立する場合 [DL]

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

WEB会議や書面決議など、近時の動向を踏まえた1冊!

一般社団・財団法人 公益 議事録モデル文例集

共著 内藤 卓 (司法書士)
岡田 高紀 (司法書士)
日高啓太郎 (司法書士)

- 法人の運営上必要となる決議事項をケースとして取り上げ、[モデル文例]を豊富に掲載しています。
- <作成上のポイント>では、議事録の法的根拠や決議要件、作成手続上の留意点等を詳しく解説しています。
- 社団法人・財団法人の議事録作成に精通した実務家が、豊富な経験を踏まえて執筆しています。

購読者特典

文例データは新日本法規WEBサイトよりダウンロードができます!

A5判・総頁318頁
定価 5,170円(本体4,700円)
送料460円
ISBN978-4-7882-9205-5

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!! <電子版> 定価 4,730円(本体4,300円)

第1章 総論

第1 はじめに

一般社団法人及び一般財団法人の理事会、社員総会及び評議員会については、一般法人法及び定款の規定に従って運営する必要があります。これに加えて、法人を円滑に運営するために、各会議規則を設けている法人も数多あります。本総論部分においては、原則である一般法人法及び定款の規定に従った運営について解説します。

第2 法人の運営

1 理事会

一般社団法人は、定款の定めによって、理事会を置くことができます（一般法人60②）。これに対して、一般財団法人は、理事会を置かなければなりません（一般法人170①）。

(1) 理事会の権限

理事会は、すべての理事で組織され（一般法人90①）、次に掲げる職務を行います（一般法人90②）。

- ① 理事会設置一般社団法人の業務執行の決定
② 理事の職務の執行の監督
③ 代表理事の選定及び解職

理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければなりません（一般法人90③）。例えば、代表理事の選定を社員総会で行うことにしたければ、定款でその旨を定める必要がありますが、この場合であっても、理事会の選定権限を奪うことはできないと解されています。

理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができません（一般法人90④）。

- ① 重要な財産の処分及び譲受け

第2章 理事会議事録

【概説】

1 理事会議事録の作成

理事会の議事については、一般法人規則15条で定めるところにより、議事録を作成しなければなりません（一般法人95③）。

議事録には、「理事会の議事の経過の要領及びその結果」（一般法人規15③三）を記載する必要があります。これは、同項各号に列挙されたもの以外の事実、すなわち理事会の名称、出席した理事及び監事の数、提出議案の内容及び提出者、審議及び報告の経過、議決の方法、議決経過等を具体的に記録したものであると解されます。

一般社団法人及び一般財団法人は、理事会の日から10年間、理事会議事録をその主たる事務所に備え置かなければならず（一般法人97①・197）、社員又は評議員は、一般社団法人又は一般財団法人の業務時間内は、いつでも、その閲覧又は謄写の請求をすることができます（一般法人97②一・197）。債権者は、理事又は監事の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事会議事録等について閲覧又は謄写の請求をすることができます（一般法人97③・197）。

理事会議事録

日時 令和〇年〇月〇日（〇） 10：00～11：00
場所 当法人主たる事務所会議室

「理事会が開催された日時及び場所」（一般法人規15③一）を記載する必要があります。

【モデル文例】 DL

理事会議事録

日時 令和〇年〇月〇日（〇） 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇ビル〇階第〇会議室
理事総数 〇名 監事総数 〇名
出席者 (対面) 代表理事〇〇〇〇 理事〇〇〇〇
監事〇〇〇〇
(Web会議システム) 理事〇〇〇〇
欠席者 理事〇〇〇〇
議長 代表理事〇〇〇〇

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対面とWeb会議システムを併用して、理事会を開催した。開催前に、Web会議システムにより出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いのできる仕組みとなっていることが確認された上で議案の審議に入った。2

決議事項

議案 令和〇年度理事会日程及び開催方法の件

〇〇〇〇代表理事より、資料に基づき説明がされ、令和〇年度の理事会は、対面とオンラインの併用であるハイブリッド方式により下記日程で年間6回開催したいとの説明があり、全会一致で承認された。

記

(省略)

【4】 Web会議システムの併用による理事会の開催方法を決議する場合

Microsoft TeamsやZoom、Slackなど、Web会議システムを併用して対面の理事会を開催することを決議する場合のモデル文例です。社団法人・財団法人の理事会を開催する場合、理事会議事録の記載事項として、「理事会が開催された日時及び場所」が要件となっています（一般法人規15③一）。そのため、対面による参加の場所を伴わない、「バーチャルオンリー型」の開催は不可と解されています。しかし、いわゆる「ハイブリッド出席型」、例えば、法人の主たる事務所を「開催場所」として招集し、理事及び監事がWeb会議システムを利用して出席することは認められています。議長を務める代表理事であっても「開催場所」におらず、別の場所に在ることは法的には問題ありません。

Web会議システムを用いた理事会では、映像が乱れる、音声途切れるなど、様々な通信障害が想定されます。理事会の進行に際しては、どの程度の状態ならば双方向性と即時性が保持されているといえるのか、実務において判断に迷うところですが、これにつき、事業協同組合

Table with 2 columns: Name/Role, Count. Includes: 理事の総数 3名, 出席した理事の数 3名, 監事の総数 1名, 出席した監事の数 1名, 理事会に出席した理事及び監事 (理事甲野太郎, 同乙野次郎, 同丙野三郎, 監事丁野四郎), ※理事乙野次郎及び理事丙野三郎は、Web会議システムを利用して理事会に出席した, 議長 理事甲野太郎

「理事会の議事の経過の要領及びその結果」（一般法人規15③三）の一部として、理事及び監事の出席状況を記載する必要があります。

また、「理事会の議長が存するときは、議長の氏名」（一般法人規15③八）に記載します。

一般法人法95条3項の定款の定めにより理事会議事録の署名又は記名押印等を代表理事に限定している場合には、「理事会に出席した理事の氏名」（一般法人規15③六）も記載する必要があります。

Web会議システム等の利用により、理事会の開催場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席したときは、当該理事等の出席方法等を明記する必要があります（一般法人規15③一括弧書）。この場合、当該理事等が実在する場所（自宅、〇〇支店等）まで記載する必要はありません。

上記のとりの出席があったので、理事甲野太郎は選ばれて議長席に着き、開会を宣し、議事に入った。

「理事会の議事の経過の要領及びその結果」（一般法人規15③三）の一部として記載します。

定時社員総会（評議員会）での任期満了改選直後の理事会である場

令和〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
一般社団〔財団〕法人〇〇会 理事会
議長・代表理事 〇〇〇〇 ㊟
理事 〇〇〇〇 ㊟
理事 〇〇〇〇 ㊟
監事 〇〇〇〇 ㊟

<作成上のポイント>

- 1 議長及び各出席者の出席方法を明確に記載します。理事会が開催された日時及び場所のほか、当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における出席方法の明記は法定事項であるため（一般法人規15③一）、正確に記載することが肝要です。
2 Web会議システムの情報伝達につき、双方向性及び即時性の保持に関する事項を記載します。記述が不明確だと、決議に関する不備と判断されるおそれがあるため、明確かつ正確に記述がされているか、注意が必要です。